

保育園等の運営における労務管理上の注意事項

保育士等、職員の処遇に関しては、下記の事例を参考に、労働基準法、就業規則等に基づき、労働時間等を適切に管理し、勤務実績に応じた適正な給与等を支給するとともに、職員間に不公平感を生じさせないように、透明性のある取扱いを行ってください。

また、管理職員の親族等、一部の職員に対する優遇措置を行うことは、不適切であるとともに、他の職員の士気の低下にもつながりかねませんので、厳に慎んでください。

【労働時間等の不十分な管理の事例】

- 行事等の休日勤務に対して、代休又は振替休日の付与、割増賃金の支給等の必要な措置が講じられていない。
- お泊まり保育等の長時間・深夜勤務に対して、時間外及び深夜の割増賃金が支給されていない。
- 指定休日の日数を管理しておらず、必要な休日数を付与できていない。
また、職員間で付与日数に不均衡が生じている。
- 休暇簿等による有給休暇付与日数、使用日数及び残日数の把握ができていない。
また、付与日数を超えて取得した職員に対して、欠勤扱いとして給与を減額する等の必要な措置を講じていない。
- 職務上必要な業務を行っているが、自主的に居残りをしている等の理由により時間外勤務扱いとせず、割増賃金を支給していない（いわゆるサービス残業）。
- 変形労働時間制（1か月単位、1年単位）の運用において、毎月の労働時間を計算できておらず、超過勤務が発生していることを把握せず、割増賃金を支給していない（または、シフトを組む段階で既に法定労働時間を超過している。）。
- 非常勤職員の長時間労働（1日9時間以上等）に対して割増賃金を支給していない。

【不透明、不公平な取扱いの事例】

- 勤務実態と給与が著しくかい離している。
- 複数の施設で業務を行う職員に対して、それぞれの施設から勤務実態に対応しない給与を支給している（二重就労、給与の二重払い）。
- 管理職員の親族等、一部の職員のみ本来の勤務時間を短縮する等の優遇措置を行っている。
- 給与規程等に規定のない手当を支給している、又は規定額と支給額が一致していない。
- 特定の職員の給与等が、他の職員に比して著しく高額である。
また、金額の妥当性を十分に検証できていない、理事会に諮った上で給与表を定める等の手続きが取られていないなど、支出根拠が不明瞭である。